

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
2月16日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 周南都市計画道路事業の認可(都市計画課).....一
  - 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事の完了(都市計画課).....一
  - 新山口駅北地区市街地再開発組合の設立の認可(住宅課).....二
  - 公告
    - 自然公園施設に係る指定管理者の指定(自然保護課).....二
    - 山口県立さらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定(自然保護課).....三
    - やまぐちフラワールランドに係る指定管理者の指定(農業振興課).....三
    - 公共測量の実施(監理課).....四
    - 山陽小野田都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四
    - 山陽小野田都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四
    - 教委公告
      - 一般競争入札の実施.....四



### 山口県告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称  
下松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画道路事業三・四・二百十一大手線  
周南都市計画道路事業三・五・二百十九半上通線  
周南都市計画道路事業三・五・二百二十六豊井恋ヶ浜線
- 三 事業施行期間  
令和三年二月十六日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地  
下松市琴平町一丁目並びに大字東豊井字半上、字大年、字堤田、字中豊井及び字花垣

### 山口県告示第五十四号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 公共下水道の名称  
周防大島町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の内容及び区域又は区間

内容	区域又は区間
幹線管渠	大島郡周防大島町大字椋野字田ノ迫一〇三の五地先から同郡同町大字久賀字新開五一〇の二地先まで及び同郡同町大字椋野字田ノ迫一〇三の五地先から同郡同町大字西三浦字高尾二三八五の一地先まで
終末処理場	大島郡周防大島町大字椋野字田ノ迫一〇一の一、一〇三の一、一〇三の四、一〇三の五、一六六の一、一六七及び一七八、字田ノ迫第一一〇六並びに字田ノ迫九子一一七二、一一七三及び一一七九

### 三 工事の完了の日

令和三年二月十六日

山口県告示第五十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき、新山口駅北地区市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 市街地再開発組合の名称  
新山口駅北地区市街地再開発組合
- 二 施行地区  
山口市小郡下郷字渡り上巻及び字番屋中の各一部
- 三 事務所の所在地  
山口市小郡下郷一二八九番八号
- 四 設立認可の年月日  
令和三年二月十六日
- 五 事業施行期間  
令和三年二月十六日から令和六年八月三十一日まで
- 六 事業年度  
毎年四月一日から翌年三月三十一日（初年度にあつては、令和三年二月十六日から同年三月三十一日まで）
- 七 公告の方法  
施行地区内の掲示板に掲示する。
- 八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限  
個別利用区は、定めない。
- 九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和三年三月十七日まで



(四三) 自然公園施設に係る指定管理者の指定

山口県自然公園施設条例（平成七年山口県条例第四号。以下「条例」という。）第八條第一項の規定により、自然公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県豊田湖ビジターセンター	下 関 市
山口県角島ビジターセンター	〃

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

下関市 下関市南部町一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関する事

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県須佐湾ビジターセンター	萩 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時

に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる自然公園施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県秋吉台ビジターセンター		美	称市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

美祢市 美祢市大嶺町東分三二六番地一

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(四四) 山口県立さらら浜自然観察公園に係る指定管理者の指定

山口県立自然観察公園条例（平成十三年山口県条例第五号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、山口県立さらら浜自然観察公園に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人野鳥やまぐち 山口市阿知須五〇九番地五三

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第七条の規定により、山口県立さらら浜自然観察公園の使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(四五) やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の指定

山口県フラワーランド条例（平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」という。）第十一条第一項の規定により、やまぐちフラワーランドに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人やない花のまちづくり振興財団 柳井市新庄五〇〇番地一

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。  
三 指定の期間  
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(四六) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、長門土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

長門市渋木、東深川、深川湯本、真木及び三隅下

三 作業の期間

令和二年十二月十日から令和三年三月二十六日まで

(四七) 山陽小野田都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

- 山陽小野田都市計画公園二・二・四目出公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・六千代町公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・八港町公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十西の浜公園

- 山陽小野田都市計画公園二・二・十三大浜公園
  - 山陽小野田都市計画公園二・二・十四大須恵公園
  - 山陽小野田都市計画公園六・五・一末広公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(四八) 山陽小野田都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画墓園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画墓園一小野田霊園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



公 告

一 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

- 次に掲げる業務の委託
- (一) 業務の名称及び数量

- 山口県立学校ICT支援員派遣業務 一式
- (一) 業務の内容  
 入札説明書及び仕様書による。
- (二) 履行期間  
 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 履行場所  
 契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和三年山口県告示第四十六号)に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 令和三年二月十六日から同年三月三十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所  
 山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育政策課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
 山口県教育庁教育政策課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所  
 山口県教育庁教育政策課
- (三) 受領期限  
 令和三年三月二十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年三月三十日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所  
 山口市滝町一番一号 山口県教育庁一号会議室
- (二) 日時  
 令和三年三月三十日午前十時
- 七 入札保証金  
 免除する。
- 八 無効入札  
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者  
 山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
 要
- (四) 契約保証金  
 免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年三月二十三日午後五時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県教育庁教育政策課(電話〇八三一九三三―四四九三)に

問ふ合むせらるじ。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be acquired: Dispatching ICT support staff to Yamaguchi Prefectural schools
- (3) Term of the contract: As shown in the tender documentation and Specification
- (4) Place of performance: Specified by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4493)
- (6) Deadline for tender: 5:15 P.M. March 29, 2021 by mail (In case of bringing a tender in person: 10:00 A.M. March 30, 2021)